

ローンテニスクラブ会員規約

1. 会員規約の遵守

ローンテニスクラブに参加登録した個人/家族（以下、「会員」と言う）は、本状に定められた規則や条件（以下、「規約」とする）に従うものとします。なお、「会員」には、個人会員、家族会員、学生会員があります。

2. ローンテニスクラブとは

ローンテニスクラブは、韓国在住の日本人を中心としたテニスサークルで、当クラブはボランティアによる運営をモットーとしております。そのため会長職は設けず、複数名で構成する世話役会で運営しています。

3. 世話役会

世話役会は多数決の民主的基本原則に則り、会の安全な運営を第一義に活動します。

（世話役会は、2024年2月3日現在：渉外、企画、会計、連絡の各係及びSJC大会実行委員長（前年度SJC大会優勝時のみ）で構成される。）

4. 会計年度

会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとします。

5. 目的

ローンテニスクラブの目的は、「テニスライフ」を安全に楽しむをテーマに、テニスのゲーム形式での練習を中心とし、会員個々のテニス技術の向上、健康増進、体力強化ならびに会員相互の親睦を図るとともに地域社会における明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

6. 会員資格

- (1) ローンテニスクラブの定める会員とは、本会員規約を承諾してローンテニスクラブ世話役会から承認を受けた方とします。
- (2) 新規入会には個人会員1名以上の紹介(HPや連絡係への問合せ含む)を必要とします。
- (3) 世話役会が会員として不相当と判断した場合には、入会の承認を行わないことがあります。
- (4) 承認後においても、会員として不適切と世話役会が判断した場合には、承認の取消や削除を行うことがあります。
- (5) 会員はローンテニスクラブが定める練習日/大会/イベントへの参加資格を有します。

7. 会費

- (1) 個人会員は、50,000won/月（個人会員とは、入会の本人とします。）

- (2) 家族会員は、30,000won/月（家族会員とは、個人会員と同居の二人目以降の親族とします。）
- (3) 学生会員は、30,000won/月（学生会員とは、就労しておらず語学留学など韓国において勉強している方とします。）
- (4) ゲストの参加費用は、20,000won/1回（“ゲスト”とは、自主的にローンテニスクラブでの練習を希望し参加する会員以外の方とします。ゲストの参加には会員1名以上の同伴とコート確保の都合上、世話役会への事前連絡が必要です。）
なお、OBの参加については、徴収しません。
- (5) 会費は原則として毎月の月末までに、翌月分を払い込むものとします。
- (6) 怪我や一時帰国等での休会は世話役会へ申請していただき世話役会の承認にて該当期間の会費を月単位で免除することができるものとします。
- (7) 世話役会の決定により、会員に前月までに予告のうえ会費の変更ができるものとします。
- (8) (ローンテニスクラブ通帳について)
ローンテニスクラブでは、会員から徴収した会費を金融機関(銀行)にて保管・管理します。(その通帳(およびキャッシュカード)をローンテニスクラブ通帳(LTC通帳)と呼ぶことにします。)
LTC通帳の口座名義人は、帰国予定のある駐在員ではなく、韓国永住予定の会員とします。また、LTC通帳の名義人が退会するときは現名義人立会いのもと、速やかに別の韓国永住予定の会員に名義変更します。

8.通常練習時間

- (1) テニスコートの利用時間は、原則として毎週日曜日と韓国の祭日(ただし土曜日を除く)の12:00~16:30とします。ただし、メンテナンス等の理由で利用できない場合があります。
- (2) ローンテニスクラブは必要に応じて、施設内容(利用するテニスコート等)の変更を行うことが出来るものとします。

9.年間行事

世話役会は、新年会・定期総会／帰国者送別会／バーベキューパーティー／忘年会／練習会・レベルアップドリル／クラブ内紅白戦／他団体との親善試合・交流試合／合宿／地方、海外遠征／SJCテニス大会などを公式行事として企画します。開催の有無、日時については都度決定されます。

10.行事实行委員の編成

必要に応じて世話役会は、別途SJCテニス大会等のイベントの企画・参加・実施のための実行委員会を当該会員の了承のもとに召集・編成することができるものとします。

11.登録会員名簿の作成及び使用目的

ローンテニスクラブは、所属する会員の名簿を作成します。氏名／Eメールアドレス／（携帯）電話番号／緊急連絡先／SJC会員か否か、の5項目を含む会員名簿への記載事項は、世話役会にて決定されます。会員名簿は世話役会が適宜アップデートし、会員間で共有されます。会員名簿の主たる使用目的は以下の通りです。

- (1) 会員間の相互理解のため。
- (2) 会員に対して、ローンテニスクラブの練習日程やイベント情報を紹介するため。
- (3) 会員に対して、ローンテニスクラブに対するご意見やご感想のご提供をお願いするため。
- (4) その他、世話役会が会員に別途連絡の上、個別にご了解をいただいた目的に利用するため。

12. Eメールの取扱い

会員がEメールを利用する際は、以下の事項を遵守するものとします。会員が過失・故意の如何にかかわらず、以下の事項を遵守しなかった場合、会員に不利益や損害が発生しても、ローンテニスクラブは責任を負わないものとします。

- (1) 会員が発信および返信するEメールの内容については、会員各自が責任を持つものとします。
- (2) ローンテニスクラブとEメールの送受信を行う場合は、必ず登録されたEメールアドレスを使用するものとします。
- (3) ローンテニスクラブに返信する場合は、指定された方法で返信するものとします。

なお、会員が退会した場合、当該会員のEメールアドレスは、原則として退会日の属する月の月末をもってメーリングリストから削除されます。ただし、退会後も引き続きローンテニスクラブからのEメール受信を希望される場合には世話役会にその旨をお知らせください。

13. 会員資格の取消・抹消

会員が、以下の事項に該当した場合、または該当する恐れのある場合、世話役会は当該会員の承諾なしに、会員資格の取消および抹消ができるものとします。

- (1) ローンテニスクラブの名誉を傷つけた場合
- (2) ローンテニスクラブの秩序を乱した場合。
- (3) ローンテニスクラブ会員規約に違反した場合。
- (4) 練習施設、設備などを故意に損壊した場合。
- (5) 会費および参加費を滞納しローンテニスクラブから期限を定めた催告にも応じない場合。

14. 会員資格の消滅

次の場合、会員は会員資格を失うものとします。

- (1) 会員が死亡した場合。
- (2) クラブが解散した場合。

15. 退会

会員の都合により退会する場合は、原則として退会前月末日までに世話役会に対して退会を申請するものとします。

16. ローンテニスクラブの中断

ローンテニスクラブは、以下に該当する場合、会員の承諾を受けることなく、ローンテニスクラブの行っているサービスの一部もしくは全部を一時的に中断する場合があります。なお、一時的中断に伴い、会員に不利益や損害が生じた場合でも、ローンテニスクラブはその責任を負わないものとします。

- (1) 更新、変更、定期保守、等により、テニスコートの継続利用が困難な場合。
- (2) 火災、天災などの不可抗力により、テニスコートの継続確保が困難になった場合。

17. ローンテニスクラブの解散

ローンテニスクラブは一定の予告期間をもってクラブの解散を行う場合があります。

このような事態にともない、会員に不利益や損害が生じた場合、ローンテニスクラブはその責任を負わないものとします。

18. 会員各自の責任事項

- (1) テニスのルール及びマナーを必ず守ってください。
- (2) 常に安全に留意し、季節、天候にあったウェアや装備でプレーを行ってください。
靴底が減って溝が無くなっていないか、ラケットのグリップが滑りやすいか、等、プレー前にご確認ください。
また、怪我の予防のため、プレー前の準備運動なども十分に行ってください。
- (3) 練習中の事故、物品の破損については、その全てを当該会員個人で責任を負い対処してください。クラブ施設を破損した場合には、全額弁償となります。損害任意保険等の加入は会員個人の責任において対応願います。
- (4) テニスコート内および駐車場で発生した盗難その他の事故について、ローンテニスクラブは一切の責任を負わないものとします。

19. 損害賠償

会員が本会員規約及びその他の諸法令等に違反する行為によって、ローンテニスクラブに損害を与えた場合には、ローンテニスクラブは当該会員に対してローンテニスクラブの被った損害の賠償を請求することができるものとします。

20. ローンテニスクラブ内の禁止事項

ローンテニスクラブ内での商行為、政治・宗教活動、又はこれに類する行為を禁止します。

21. 改定

本会員規約の改定は、ローンテニスクラブ世話役会が必要に応じて行うことが出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

2010年10月01日改定

2014年1月18日改定

2015年1月17日改定

2017年1月21日改定

2020年1月18日改定

2024年2月3日改定